

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人いずみ会

平成 29 年度 事業計画

1. はじめに

平成 29 年度は、4 月 1 日のスタートと同時に改正「社会福祉法」が施行され、社会福祉法人にとっては大きな転換期になります。経営の透明性、ガバナンスの強化、地域への貢献等がこれまで以上に求められるようになり、社会福祉法人の在り方や運営方法が大幅に変わることとなります。

介護保険法の改正によって、要支援 1・2 のデイサービス、ホームヘルプサービスが介護保険から外されることになり、秋田市は 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始します。新事業の内容について理解を深め、利用者へのサービスが低下しないよう運用していく必要があります。

幼保連携型認定こども園がいよいよ 4 月に開園します。新しい園庭は保護者や地域の方々からの評判も良く、新園児の応募も例年以上に多くありました。今後、認定こども園の運営を軌道に乗せるため、職員の体制や各種規程等の整備が課題となります。

平成 30 年 4 月には、障害者にも対応した地域包括ケア「地域共生社会」を実現するため「共生型サービス」が創設されます。介護保険と障害福祉の両方の制度に位置づけられる新制度の動向を検証し今後の事業展開に活かします。

平成 27 年の介護報酬引き下げの影響と人手不足により、多くの福祉施設で介護保険事業収入が減少し厳しい経営を強いられています。高齢化が進む中で、社会福祉法人の在り方も変化を求められています。これまでの事業内容を見直し、大胆な発想で経営改善に取り組んでいく必要があります。

2. 理念の堅持、基本方針、重点課題

平成 29 年度は、三つの理念「利用者本位」「自己研鑽」「地域福祉貢献」を堅持しつつ、以下の基本方針と重点課題を掲げ事業をすすめていきます。

(1) 基本方針

- ① 利用者の要望に沿った質の高いサービスを提供します。
- ② 自治体や地域の各団体、組織との連携を強め、地域福祉の拠点として住民の信頼と期待に応えます。
- ③ 人材育成に努め、職場の活性化を図ります。
- ④ 安定した事業運営を維持するために経営基盤の強化を図ります。
- ⑤ これまで実践してきた事業を評価し、将来の方向性について検討します。

(2) 重点課題

① 質の高いサービスの提供

- ・ 内外の研修会やセミナーへの積極的な参加、法人内の学習会開催等により、職員の能力と意欲を高め、援助技術の向上に努めます。
- ・ 看護師、介護福祉士、保育士、ヘルパー等の採用に努め、質の高いサービスを提供する体制を維持します。

② 地域への貢献

- ・ 地域包括ケアシステムを構築するための推進役を担います。
- ・ 実習や見学を積極的に受け入れ、福祉への理解と人材育成を進めます。
- ・ 地域交流プラザや会議室を地域に開放します。「いずみ会の秋まつり」の内容を充実させるとともに、泉地域の各種イベントに積極的に参加します。
- ・ ホームページや「ふれあい通信」等でのイベント紹介や経営情報の開示により、法人の運営状況を地域住民に正しく理解してもらえるよう努めます。
- ・ 大規模災害時の福祉避難所として当法人が果たす役割について検討を進めます。

③ 職場の活性化、コンプライアンスの徹底

- ・ 新人研修・中堅職員研修・管理者研修など継続性のある教育システムをつくります。
- ・ 適材適所の人員配置を進め、職員の能力を活かし、組織の活力アップをめざします。
- ・ ストレスチェックの実施、メンタルヘルス不調者の職場復帰プログラム作成、福利厚生の実施等により、職員が明るく生き生きと働ける職場づくりを進めます。
- ・ コンプライアンスの徹底に努めます。

④ 安定した経営

- ・ 安定した経営をめざし、利用者増と加算取得等により、すべての事業が黒字になるように努めます。
- ・ 秋田市が4月から開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」について理解を深め、正しく対応します。
- ・ 幼保連携型認定こども園の運営を軌道に乗せます。

⑤ 将来展望

- ・ これまで実践してきた各事業を再評価し、新規事業の展開を含め将来の在り方について検討します。
- ・ 二つの老人デイサービスの今後の在り方について検討します。
- ・ 障害福祉サービスの今後の事業展開について検討します。

3. 各施設の具体的施策

〔1〕 リンデンバウムいずみ

(1) 特別養護老人ホーム

- ① 利用者一人ひとりが「その人らしい生活」を送ることができるよう、個別のケアプランを充実させます。
- ② 看取りに関する研修への参加、エンゼルケアの手順の作成や学習会の開催など、看取りケアを更に充実させます。
- ③ 認知症ケア、身体拘束の廃止、安全管理への取り組み等を更に前進させるため、職場内の委員会活動を充実させます。
- ④ 安全・安楽な生活環境を提供するために、長年使用している施設設備や備品を点検し、必要に応じて修理・更新をします。
- ⑤ 介護スキルの向上とサービス提供者としての意識向上のため、研修や学習活動に積極的に参加します。
- ⑥ 利用者・家族の声を介護サービスの向上や業務改善に反映させます。
- ⑦ 社会福祉法人施設職員の役割を自覚し、福祉介護への啓蒙を図るとともに地域貢献活動を積極的に行います。
- ⑧ 新基準の対応について点検し、さらに加算取得に向けての体制について検討します。

(2) ショートステイ

- ① 在宅生活継続のため、利用者・家族の個別的なニーズに応じた施設介護サービスを提供します。
- ② 在宅ケアの延長としての機能訓練や余暇時間の充実を図るとともに、切れ目ない介護支援に努めます。
- ③ 地域高齢者の利用要求に応えるため、居宅介護や在宅サービス事業者との連絡・相談・報告を密にし、利用の促進に努めます。

(3) 老人デイサービスセンター

- ① 4月からスタートする「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容について理解を深め、利用者へのサービスが低下しないよう、正しく運用します。
- ② 営業活動に力を入れ、利用者増をめざします。
- ③ 在宅生活を継続できるように、利用者・家族のニーズに応じたサービスを提供します。
- ④ 社会福祉法人施設職員の役割を自覚し、地域貢献活動に積極的に参加します。

- ⑤ 地域高齢者の利用要求に応えるため、居宅介護や在宅サービス事業者との連絡・相談・報告を密にし、利用の促進に努めます。

(4) ホームヘルパーステーション

- ① 利用者の身体的、精神的状況を把握して、自立した生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者や家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、生活、活動機能の維持の向上に向けた支援をします。
- ③ 利用者個々の生活スタイルを維持できるよう、本人の意向と自己決定を尊重し支援します。
- ④ ホームヘルパーとしての資質向上のため、知識の習得、技術向上に努め質の高い安全で快適なサービス提供が出来るよう努めます。
- ⑤ 居宅介護支援事業所をはじめ介護関連事業所、障害者総合支援法関連の事業所、地域、医療、保健関連機関と連携し、利用者や家族に選ばれる事業所づくりに努めます。
- ⑥ 休日、祝日、夜間に関わらず、可能なかぎり利用者、家族の支援要求に応えられるよう努めます。

(5) ケアプランセンター

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の中で信頼される事業所をめざし、資質の向上を図っていきます。

- ① 住み慣れた土地で、その人らしい自立した生活を維持できるように、利用者・家族の立場に立った適切なサービス提供が総合的に行われるよう支援します。
- ② ケアプラン作成にあたっては、利用者・家族の意向を尊重し、その心身の状況や生活環境等に配慮してアセスメントし、各事業者との連携を基に、利用者の生活の質の向上を図ります。
- ③ 認知症高齢者・生活困窮者・虐待などの支援困難事例については地域包括支援センターや関係機関と連携を図り、安心して生活が維持できるよう問題解決を図ります。
- ④ 福祉複合施設の事業所として、法人各部署との連携や在宅連携委員会の充実に努め、質の高いサービス提供に努めます。
- ⑤ 特定事業所加算Ⅱの算定要件でもある介護支援専門員実務研修見学実習受け入れについては主任介護支援専門員3名を中心に皆で取り組んでいきます。
- ⑥ 各種研修に積極的に参加し専門知識を深めるとともに、伝達講習や学習会の充実に努め、職員の資質向上とチームの力量の向上に努めます。

(6) 地域包括支援センター

- ① 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営む事が出来るよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ② 利用者支援に関わる多職種と連携を図り、事例検討を通じて地域課題を把握・共有し、課題解決に向けて協働して取り組んでいくため地域ケア会議を充実させます。
- ③ 保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員はそれぞれの専門性を発揮して介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援の各業務に取り組みます。また、チームとして総合的に利用者を支援します。
- ④ 認知症地域支援推進員を中心として、担当する日常生活圏域（中央部圏域）での認知症高齢者の支援にあたり、認知症の正しい知識の普及や地域の見守り体制づくり、認知症疾患医療センターを始めとした医療機関との連携により、認知症の早期発見、発見後の介護サービスへのコーディネート等を行います。
- ⑤ 地域型はつらつくらぶを泉（旭川）地区で実施し、地域住民の介護予防や閉じこもり防止に関する普及啓発を行います。
- ⑥ 圏域内の居宅介護支援事業所とのネットワークを強化し地域課題を共有するとともに、ワンストップサービスの総合相談支援機関として様々な相談に対応していきます。
- ⑥ 認知症サポーター・権利擁護・介護予防等に関する出前講座の開催やセンター広報誌の発行、イベント等での相談会の開催など、身近な相談機関として事業内容の周知や認知症、権利擁護、介護、福祉等に関する基礎知識の普及を図ります。
- ⑦ 生活支援コーディネーターを配置し、関係機関の協議体と連携して担当地区（泉・保戸野）の資源開発（住民主体の支え合いの仕組みづくり等）やネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングに取り組みます。

(7) ケアハウス

- ① 入居者一人ひとりのニーズを尊重し、安心して生活ができるよう、日常生活全般に関わる支援を行います。
- ② 特定施設入居者生活介護事業を生かし、利用者個々の心身の状況や意向に合わせて居住環境の整備や機能訓練を行うなど、自立した生活が維持できるように支援します。
- ③ 認知症の利用者については、医療機関と連携し、家族と相談しながら安全に安心して生活できる対応や環境を検討していきます。
- ④ 季節行事や各種レクリエーション・クラブ活動・屋外散歩などを積極的

に企画し、利用者の親睦を図るなど、生きがい作り支援をします。また、地域行事への参加を働きかけるとともに支援します。

- ⑤ 高齢化に伴う身体状態の低下や認知症状の増加に伴い、勤務体制を見直し、夜間でも遠慮なく介護職員をコールできる環境を作り、介護度が高くなってもこの施設で安心して生活できるよう支援します。
- ⑥ 施設内外の研修への計画的参加、利用者の支援に関するカンファレンスの充実、など職員の資質向上に努め、質の高い介護サービスが提供できるようにします。

〔2〕 ウェルビューいずみ

(1) 幼保連携型認定こども園

- ① 「職員みんなで」を合言葉に、幼保連携型認定こども園教育及び保育要領の共通理解を深めるとともに、その内容に関する全体的な計画及び指導計画については、本園ならではの創意工夫を重視して見直しを図ります。
- ② 幼保連携型認定こども園に求められる子育て支援を理解するとともに、これまでの積み重ねを生かしながら新たな支援の工夫に努めます。
- ③ 地域や施設内の人との交流や連携ができる場をみだし、主体的に働きかけながら、共に楽しさや幸せを感じられるように努めます。
- ④ 延長保育においては、保護者が安心して仕事や子育てができるように、子どもは心地よく過ごせるように、家庭的で温かな関わり合いを大切にします。
- ⑤ 在宅子育て家庭の一時預かりにおいては保護者の事情や思いを受けとめ要望に応えるとともに、子どもに寄り添い、安心して楽しく保育園生活ができるようにします。
- ⑥ 保育教諭としての仕事に誇りを持ち、自己研鑽に励むとともに、育ち合い、学び合いの豊かな職員集団を目指します。

(2) 障害福祉サービスセンター

- ① 就労継続支援B型と生活介護の二事業間で相互連携を図り、安定した事業運営に職場一体で取り組みます。
- ② 職員ならびに医療、福祉、地域の関係者と連携を図り、利用者の主体性を尊重して意思決定を支援します。
- ③ 重度・高齢化の課題に対し、グループホームについて共通理解を深めるとともに、送迎サービスの拡充に取り組みます。
- ④ シフォンケーキの製造販売を再開し、喫茶とともに、利用者ならびに顧客のニーズに継続してお応えできる体制を整備します。
- ⑤ リスクマネジメントの視点を持ち、事故や感染症の予防に努めます。

(3) 障害者就業・生活支援センター

- ① 障害者の就業及びこれに伴う日常生活等の相談に対して、適切な支援に努めます。
- ② 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る援助及び登録者の職場定着支援等を行います。
- ③ 障害者に対して地域障害者職業センターまたは企業の障害理解や協力により行われる職業準備訓練・職場実習（雇用前実習または体験実習）を行います。
- ④ 協力・連携関係にある障害サービス事業所において就業職業準備に必要な基礎訓練を行います。
- ⑤ 就労移行支援事業所等と連携し、一般就労への移行を支援します。
- ⑥ 実習先開拓や障害者雇用等に関する情報提供、面接時同行などを行い、一般企業との関係形成に努めます。
- ⑦ 障害者雇用支援者に関する情報の収集および提供・研修に努めます。
- ⑧ 業務を円滑にしていくため、福祉・労働・教育・行政等との連絡調整会議を開催し、継続的な連携をはかります。
- ⑨ 生活支援・余暇活動支援のより一層の充実をはかります。

(4) 老人デイサービスセンター

- ① 「富山型デイサービス」を学び、基準該当の利用者増をめざします。
- ② 4月からスタートする「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容について理解を深め、利用者へのサービスが低下しないよう、正しく運用します。
- ③ 地域高齢者の利用要求に応えるため、居宅介護や在宅サービス事業者との連絡・相談・報告を密にし、利用の促進に努めます。
- ④ 社会福祉法人施設職員の役割を自覚し、地域貢献活動に積極的に参加します。

(5) 生活支援ハウス

- ① 「住みよい居住環境の提供、社会活動への参加機会の提供、心豊かな生活の提供」の開設方針に沿った潤いのある生活環境づくりに努めてきました。しかし利用者の平均年齢が82歳を超え、身体および生活への不安の声が年々高まってきています。また、入居者の高齢化の進展から各種行事への参加者も年々減少傾向にあり、ドライブの在り方の見直しや行き先の選定など一層の工夫が必要となってきております。さらに日常生活でのち

よつとした会話で傷つき、つきあいが気まづくなるケースがあります。日常会話に配慮し、迅速な修復を図りながら、わだかまりのない生活を支援できるように努めます。加えて高齢ゆえ病気等の理由から退室する方もおり、昨年度は、退室した後の空室がなかなか埋まらない状況も続き、今後こうした傾向が続くものと推量されます。

この様な状況から、生活支援ハウスの今後の運営の在り方等について委託側である秋田市と引き続き協議を進めます。

- ② 利用者の方々の高齢化に伴い、日常のかかわりを密にし、自立した生活を維持していただくためにも介護予防に取り組みます。また、緊急時の不安解消など適切な対応に努めます。
- ③ 「おはようございます」、「いい天気ですね」など簡単なことばを添えた挨拶を大切にし、心の通い合う生活をめざします。

(6) 院内こども園

- ① 年度初めに園内研修を計画し、学びの積み重ねが意図的・継続的にできるようにして、保育の質の向上につなげます。
- ② 途中入園の子どもや病児保育の子どもが安心して過ごせるように、また、その保護者が安心して預けられるように、職員の連携を図るとともに保護者の思いに添った丁寧な対応に努めます。

(7) 交流プラザ

- ① 魅力的な企画や広報活動に努め、地域の方を含めて多くの利用者に多彩な行事を楽しんでいただきます。
- ② 出演協力者との連携を大事にし、利用者との和やかな交流が得られるよう計画します。
- ③ 季節に合わせた絵・書・写真・陶芸・生け花・彫刻などを展示し、心が和むスペースを提供します。

利用者数

リンデンバウムいずみ

(一日平均)

(月件数及び時間数)

() :定員	特 養 (50 人)	ショート (22 人)	老人デイ (30 人)	ケアハウス (40 人)	ケア°ランセンター ケア°ラン数	地域包括 ケア°ラン数	ヘルパー 訪問時間数
29年4月	48人	19人	18人	40人	210	120件	2,130時間
5月	48	19	18	40	210	120	2,201
6月	48	19	18	40	210	120	2,130
7月	48	19	18	40	210	120	2,201
8月	48	19	18	40	210	120	2,201
9月	48	19	18	40	210	120	2,130
10月	48	19	18	40	210	120	2,201
11月	48	19	18	40	210	120	2,130
12月	48	19	18	40	210	120	2,201
30年1月	48	19	18	40	210	120	2,201
2月	48	19	18	40	210	120	1,988
3月	48	19	18	40	210	120	2,201

※ 特養は入院分含まず。

ウェルビューいずみ

(1日平均)

() :定員	認定こども園		障害福祉サービスセンター		老人デイ (30人)	生活支援 ハウス (20人)
	通常保育 (96人)	延長保育	生活介護 (20人)	就労継続 (40人)		
29年4月	98人	10人	17人	37人	16人	20人
5月	99	11	17	37	16	20
6月	99	12	17	37	16	20
7月	102	12	17	37	16	20
8月	103	10	17	37	16	20
9月	103	13	17	37	16	20
10月	105	11	17	37	16	20
11月	106	11	17	37	16	20
12月	107	12	17	37	16	20
30年1月	107	12	17	37	16	20
2月	109	12	17	37	16	20
3月	109	11	17	37	16	20